

内容整理し一覧残す

⑤ デジタル遺産で困らないために

目指せ！
お金の達人



富山県金融広報委員会
金融広報アドバイザー
猿田 淳子

デジタル化が進み便利になる一方で、相続の際にデジタル遺産が問題になることが増えているようです。問題が起らないように、やっておくべきことを考えてみましょう。

Q デジタル遺産って何？

A ネット銀行やネット証券、電子マネーや暗号資産（仮想通貨）といった金銭に関わることだけでなく、定額料金制の音楽配信サービスや会員制交流サイト（SNS）といったサービスも含めて、デジタル機器で管理する「資産」が、相続によってデジタル「遺産」に変化します。

Q デジタル遺産で困ることは？

A 一番の問題は、その存在を示す実物がないために、実体の把握が困難になることです。金融資産の中には、IDやパスワードが分からずアクセスできなくても相続税の対象になるものもあり、注意が必要です。ほかにも、インターネットで申し込んだ定期購入商品が届き続ける、SNSのアカウントが永久にネット上に存在し続けてしまうなどの問題が生じます。

Q 問題が起らないようにやっておくことは？

A 図1のように、3段階で整理してみましょう。

【ステップ1】デジタル管理している資産、サービスを全て洗い出して、不要なものや利用頻度の低いものは解約しておくことです。その際、図2のように、項目に分けると整理しやすいと思います。

【ステップ2】次に、子どもな

どに引き継ぐ資産を決めます。電子マネーやポイントの利用は原則「本人限り」とされていますが、例外もあります。例えば航空会社のマイレージは相続人への承継を認めていますので、規約を確認しておきましょう。

【ステップ3】最後に、家族が分かるようにエンディングノート等に書き留めるなど、引き継ぐ資産と内容を一覧にしておきます。IDとパスワードはヒントにとどめるなどの工夫も必要です。最近のエンディングノートは、暗証番号保護シール付きで、コインで削れないと見えないように工夫されているものもあります。

おひとりさまや、相続人と疎遠になっているような場合には、第三者と「死後事務委任契約」を結んでおくことも有効だと思います。

Q 死後事務委任契約について、もう少し教えてください。

A 信頼できる第三者（法人を含む）に、葬儀・埋葬の手続きや計報の連絡、家財整理など死後の事務を委任する契約のことです。相続財産に関することだけでなく、パソコンやスマホのデータを消去してほしいとか、フェイスブックのアカウントは、追悼アカウントとして1年間保存した後削除してほしいといった、デジタル遺産に関することも委任できます。

委任契約の費用は、何を委任するかに応じて変わってきますので、できるだけ生前に整理して委任する死後事務をスリム化し、トータルの出費を抑えるようにしましょう。（税理士）

デジタル遺産整理のポイント(図1)

- ステップ1 資産・サービスを整理**
 - デジタル管理している資産・サービスなどを全て洗い出す
 - 不要なもの、利用頻度の低いものは解約しておく
- ステップ2 子どもなどに引き継ぐ資産を決定**
 - 金融機関などに、相続手続きを確認しておく
 - 電子マネーやポイントの利用は原則本人限りだが例外も（取り扱い機関の規約を確認しておく）
- ステップ3 引き継ぐ資産と内容を一覧にする**
 - 家族が分かるようにエンディングノート等に書き留める
 - ログインIDとパスワードは、ヒントにとどめるなど工夫する
 - おひとりさまや、相続人と疎遠になっている場合には、第三者と死後事務委任契約を結んでおく

項目に分けて、整理する(図2)

